

平成15事業年度 空港周辺整備機構事業報告書

事業の概要

1. 空港周辺整備機構の目的と業務

(1) 目的

空港周辺整備機構(以下「機構」という。)は、周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等により、その地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、あわせて生活環境の改善に資することを目的とする。

(2) 業務

機構は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「航空機騒音防止法」という。)第18条の目的を達成するため、次の事業を行う。

空港周辺整備計画に基づき、緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡を行うこと。

空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行うこと。

周辺整備空港の設置者又は地方公共団体の委託により前2号に掲げる業務を行うこと。

空港周辺整備計画に基づき、周辺整備空港に係る第1種区域内から住居を移転する者のための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡並びに住宅等の取得、管理及び譲渡を行うこと。

前各号に掲げるもののほか、空港周辺整備計画の実施に関する業務を行うこと。

周辺整備空港の設置者の委託により、航空機騒音防止法第9条(移転の補償等)第1項の規定による建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び同条第2項の規定による土地の買入れに関する事務を行うこと。

前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

前各号に掲げるもののほか、第18条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

なお、前記 から の業務の遂行に支障のない範囲内において、特定飛行場の設置者又は地方公共団体の委託により、特定飛行場の周辺地域において緑地帯その他の緩衝地帯の造成を行うことができる。

2. 法人の沿革等

(1) 沿革

昭和42年	8月 1日	「航空機騒音防止法」の公布・施行
昭和49年	3月27日	「航空機騒音防止法」の改正
昭和49年	3月28日	大阪府、兵庫県知事「大阪国際空港周辺整備計画」を策定
昭和49年	3月28日	運輸大臣、大阪国際空港周辺整備機構の設立を認可
昭和49年	4月15日	「大阪国際空港周辺整備機構」発足
昭和51年	6月21日	福岡県知事「福岡空港周辺整備計画」を策定
昭和51年	6月25日	運輸大臣、福岡空港周辺整備機構の設立を認可
昭和51年	7月 1日	「福岡空港周辺整備機構」発足
昭和59年	12月29日	「60年9月末までに大阪国際空港周辺整備機構と福岡空港周辺整備機構の統合を行うこと」が閣議決定
昭和60年	6月 7日	「航空機騒音防止法」の一部改正
昭和60年	9月30日	全国を1に限り「空港周辺整備機構」が発足し、大阪国際空港事業本部及び福岡空港事業本部を設置
平成13年	12月19日	空港周辺整備機構を独立行政法人とする「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定

(2) 根拠法令

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)

(3) 所管官庁及び主務大臣

主管官庁:国土交通省

主務大臣:国土交通大臣

3. 事務所

(1) 主たる事務所

大阪国際空港事業本部

〒563-0034 大阪府池田市空港2丁目2番5号 空港施設大阪総合ビル内

電話 06-6843-1661

(2) 従たる事務所

福岡空港事業本部

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目17番5号 アークビル内

電話 092-472-4591

東京事務所

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目5番15号 溜池アネックスビル

電話 03-3583-3484

4. 資本金の状況

機構の資本金は、その設立に際し、政府及び関係地方公共団体が出資する額の合計額とする。(航空機騒音防止法第21条)

資本金総額 1,400 百万円(A)

政府出資金

空港整備特別会計 1,050 (B)/(A)75%

地方公共団体出資金 350 (C)/(A)25%

大阪府 125

兵庫県 125

福岡県 50

福岡市 50

(単位:百万円)

区 分	平成14年度末残高	期中増 減額	平成15年度末残高
政 府 出 資 金	1,050	0	1,050
地方公共団体出資金	350	0	350

空港周辺整備機構役員名簿

氏 名	役 職	任 期	経 歴 (最 終)
芳野 幸男	理 事 長	平成13年 9月30日～平成15年 9月30日	運輸省(現 国土交通省)海上保安庁灯台部長
石垣 利幸	理 事	平成14年 6月15日～平成15年 9月30日	国土交通省大阪航空局大阪空港事務所長
樽谷 紘三	理 事	平成14年 4月 1日～平成15年 9月30日	兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部長
高浜 幸雄	理 事	平成13年 9月30日～平成15年 9月30日	福岡県企画振興部長
太田 光弘	監 事	平成13年 9月30日～平成15年 9月30日	会計検査院事務総長官房審議官

職員の定数

年 度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
増 員	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
減 員	1人	3人	2人	2人	3人	2人	2人
年度未定員	120人	118人	116人	114人	111人	109人	107人

評議員会に関する事項

1. 根拠法令 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)第40条
2. 審議事項 業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他運営に関する重要事項
3. 評議員

	氏名	役職	任期
会長	太田 勝敏	東京大学大学院教授	平成13年 11月28日～平成15年 9月30日
大阪部会長	盛岡 通	大阪大学大学院教授	平成13年 11月28日～平成15年 9月30日
福岡部会長	長友 泰明	九州国立博物館設置促進財団募金活動推進本部副本部長	平成13年 11月28日～平成15年 9月30日
評議員	岩見 宣治	国土交通省大阪航空局長	平成14年 8月20日～平成15年 9月30日
	孝石 欣一	大阪府副知事	平成13年 11月28日～平成15年 9月30日
	藤本 和弘	兵庫県副知事	平成13年 11月28日～平成15年 9月30日
	井越 將之	大阪市助役	平成13年 11月28日～平成15年 9月30日
	一色 貞輝	豊中市長	平成13年 11月28日～平成15年 9月30日
	倉田 薫	池田市長	平成13年 11月28日～平成15年 9月30日
	松下 勉	伊丹市長	平成13年 11月28日～平成15年 9月30日
	正司泰一郎	宝塚市長	平成13年 11月28日～平成15年 9月30日
	柴生 進	川西市長	平成13年 11月28日～平成15年 9月30日
	武田 文男	福岡県副知事	平成14年 5月27日～平成15年 9月30日
	西 憲一郎	福岡市助役	平成13年 11月28日～平成15年 9月30日
	後藤 幹生	大野城市長	平成13年 11月28日～平成15年 9月30日
	安河内恵子	九州工業大学助教授	平成13年 11月28日～平成15年 9月30日

平成15事業年度事業実施状況の概要

平成15事業年度及び過去3事業年度における機構の事業の実施状況は、次のとおりである。

合 算

(単位:千円)

事業区分	12事業年度	13事業年度	14事業年度	15事業年度
	実施額	実施額	実施額	実施額
固有事業				
再開発整備事業	4,206,173	654,040	1,198,552	315,096
代替地造成事業	71,684	67,844	68,058	30,941
共同住宅建設事業	157,525	163,634	154,484	48,887
計	4,435,382	885,518	1,421,094	394,924
受託事業				
移転補償事業	5,417,085	5,089,703	4,660,435	535,877
緑地造成事業	7,494,660	7,419,729	6,038,978	2,470,441
計	12,911,745	12,509,432	10,699,413	3,006,318
その他事業				
民家防音事業	3,020,872	2,939,281	3,242,366	434,448
合 計	20,367,999	16,334,231	15,362,873	3,835,690

注)業務外支出は除く。

借入金の額及び借入先

1 空港周辺整備債券の状況

空港周辺整備債券は、空港周辺整備機構が資金調達のために国土交通大臣の認可を受けて発行する債券で、取引金融機関による縁故債である。

空港周辺整備債券の内訳

(単位：円)

平成12年度発行	平成13年度発行	平成14年度発行	平成15年度発行	平成15年度末残高
728,800,000	278,400,000	179,000,000	0	3,502,200,000

2 借入金の状況

長期借入金は、平成14年度末残高 6,422,462,343円であったが、平成15年度は新規の借り入れ額はなく、償還額 273,924,568円であり、残高 6,148,537,775円となった。

借入金の内訳

(単位：円)

区 分	平成14年度末残高	平成15年度借入額	平成15年度償還額	平成15年度末残高	備 考
長期借入金	6,422,462,343	0	273,924,568	6,148,537,775	借入先： 国土交通省 大阪府、兵庫県、福岡県、福岡市
政府借入金	1,571,820,977	0	0	1,571,820,977	
地方公共団体借入金	3,870,311,366	0	172,494,568	3,697,816,798	
政府保証借入金	980,330,000	0	101,430,000	878,900,000	

東京三菱銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行、UFJ銀行、りそな銀行 計5行

補助金の受領状況

大阪固有事業、福岡固有事業及びその他事業を実施するための財源として補助金を次のとおり受け入れた。

(単位：円)

補助金の別	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	備 考
国庫補助金	3,123,092,298	2,511,073,940	2,643,341,287	394,949,593	
（大阪固有事業勘定）	47,479,000	19,446,000	64,162,000	0	
（福岡固有事業勘定）	331,211,000	13,585,000	9,307,000	0	
（その他事業勘定）	2,744,402,298	2,478,042,940	2,569,872,287	394,949,593	
地方公共団体補助金	352,798,628	217,921,565	397,595,258	27,726,250	
（福岡固有事業勘定）	288,020,650	83,843,300	207,009,150	13,507,200	
（その他事業勘定）	64,777,978	134,078,265	190,586,108	14,219,050	
合 計	3,475,890,926	2,728,995,505	3,040,936,545	422,675,843	

空港周辺整備機構が対処すべき課題

大阪府知事及び兵庫県知事並びに福岡県知事が定めた空港周辺整備計画を今後とも積極的に実施・推進し、大阪国際空港及び福岡空港周辺地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、あわせて地域の生活環境の改善に資するよう努めていく必要がある。

大阪府側利用緑地(昭和63年事業承認・認可)の整備については、国及び大阪府からの委託を受け事業を実施しているところである。加えて、平成14年度初頭に事業承認・認可のあった大阪府側緩衝緑地第1期地区については、国からの委託を受け重点的に事業の推進を図ることとしている。(なお、兵庫県側緑地(平成5年事業承認・認可)について、国及び兵庫県からの委託を受け実施してきた用地取得業務は平成14年度をもって完了しており、今後は引き続き国、兵庫県、伊丹市が当該緑地の整備を進めることとなっている。)

また、大阪国際空港及び福岡空港の第1種区域内において、騒音斉合施設への土地利用転換を図るため、移転跡地の有効活用等により、再開発整備事業の実施を積極的に進めていくこととしている。

さらに民家防音工事については、防音工事(告示日後防音工事を含む)実施後10年以上経過し、所要の機能が失われている空調機の機能回復工事及び機能回復工事实施後10年以上経過し、所要の機能が失われている空調機の再更新工事を地域住民の要請を踏まえ着実に実施していくこととしている。

なお、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、認可法人空港周辺整備機構は独立行政法人化することとなった。このことを受けて平成15年10月に発足する独立行政法人空港周辺整備機構はより効率的・効果的な事業運営を確保するためにトータルコスト縮減や情報公開などへの積極的な取り組みを実施する。